

農業行政手続きの現状とオンライン化に向けた課題 Current Status of Agriculture-related Administrative Procedures and Issue of Shifting Them Online

○谷口智之*・三島はるか**・凌祥之*

○TANIGUCHI Tomoyuki・MISHIMA Haruka・SHINOBI Yoshiyuki

1. はじめに

農林水産省は、2020年の農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画と2021年の農業DX構想において、農業DXに向けた農林水産行政の改革方針を示し、行政手続きのオンライン化の推進や業務の抜本見直しに向けての取り組みを開始した。一方、農業分野の行政における情報管理や手続きのオンライン化に関連する先行研究は限定的である。

三島ら(2021)では、豪雨被災地における行政対応の実態をもとに、農業関連データを集約・統合したデータ管理システム構築の課題として、データの統一と選定、既存データ管理システムから新システムへの移行、野外の通信環境の確保とデータ公開の制限を挙げた。本研究では、農業行政手続きの現状を文献調査と聞き取り調査で把握し、オンライン化の実現に向けた課題を明らかにすることを目的とした。

2. 農業行政手続きのオンライン化の方針と現状

農林水産省共通申請サービス(以下、eMAFF)は、農林水産省が所管する約2,700の行政手続きと約400の補助金・交付金申請手続きのすべてをオンラインで受け付ける基盤サービスであり、ワンストップ(窓口の一本化)とワンズオンリー(既入力情報の省略)の実現を重視している。申請者(農家など)や審査者(自治体など)はアカウントを作成すると無償で利用できる。農林水産省は、2022年度中に全ての行政手続きをオンライン化し、2025年度には農林漁業者等に係る農林水産省関係手続きのオンラインによる提出の割合を60%にすることを目標としている。

eMAFFの整備の現状を把握するため、農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ(以下、デジタル戦略G)に聞き取り調査を行った。申請者がeMAFFで手続きするためには、所属する自治体もeMAFFを導入する必要がある。しかし、2021年12月時点でeMAFF導入に動いているのは、約1,700市町村のうち約200市町村であった。市町村が導入に抵抗を感じる理由として、多くの職員がオンライン化やデジタル化になじみがないこと、オンライン化の必要性を感じていないこと、オンライン申請への移行時に一時的に業務量が増加することへの懸念が挙げられた。また、eMAFFは農林水産省が所管する手続きを対象とするため、現状、国費がかかわらない自治体主体の事業申請には利用できない。そのため、現状のままでは自治体レベルでの業務効率化は限定的になる可能性が高い。さらに、地域性(特産品など)の違いによってeMAFFで統一的に扱えない項目については、汎用的な備考欄に入力することが検討されている。しかし、自由記述された備考欄の情報を標準化することは困難であるため、ワンズオンリーとしての利用価値が制限される。

つぎに、自治体レベルでの行政手続きの現状を確認するため、同一法令に関する申請様式の自治体による違いを比較した。表1は、福岡県福岡市、嘉麻市、朝倉市の「農地法第3条の規定による許可申請書」(耕作目的で農地を売買、贈与、貸借する際に農業委員会から許可を受けるもの)の比較である。自治体ごとに様式の数、項目、記入方法が異なり、

*九州大学大学院農学研究院 Faculty of Agriculture, Kyushu University

**NTC インターナショナル株式会社 NTC International Co., Ltd.

キーワード: eMAFF, 農業DX, オンライン申請

eMAFF で統一的に処理することは困難である。また、災害時の行政手続きについても、災害復旧事業で比較的速やかに手続きが行われた福岡県嘉麻市では、46 の農事区からなる「農事区制」が導入されており、手続きはすべて紙で行われている（三島ら，2021）。

3. 行政手続きのオンライン化の将来像

今後、eMAFF を導入した自治体においても、自治体主体の事業では既存の申請手続きが残り続ける可能性が高い。そのため、申請者は事業主体ごとに申請窓口を使い分ける必要が生じる。また、eMAFF が対象とする事業であっても、従来（紙）の申請方法を利用する申請者も一定数存在し続けることが予想されるため、自治体は方法別に申請を受け付けなければならない。その場合、申請方法別に分散した情報を集約し、データを整理する作業が生じる。このように、現状の行政手続きにおいてオンライン化を部分的に導入すると、申請者、自治体ともに業務が煩雑化する恐れがある。また、eMAFF に登録された情報を各自治体の情報管理システムで活用するためには、自治体ごとにシステムを構築・連携する必要がある。その場合、eMAFF のシステム更新のたびに自治体側もシステム更新の負担が生じる。これを避けるため、従来行政手続きのみで対応することや、独自システムと eMAFF を連携させずに個別に運用することを選択する自治体もあると考えられる。

今後、eMAFF を多くの自治体に導入させるためには、事業主体にかかわらず、あらゆる申請手続きに対応可能なプラットフォームに発展させる必要がある。具体的には、自治体主体の事業申請書類様式を各自治体が eMAFF 内で自由に設計し、申請者の入力情報が自動的に反映される形などが考えられる。これにより、自治体における資料作成作業の大部分を占めるデータ入力作業を削減できる。eMAFF の導入を促進するためには、申請者と国の仲介役である自治体のインセンティブを高めることが不可欠である。各自治体の業務効率化と維持管理負担の軽減に対する技術的サポートは、有効な手段の1つと考える。

引用文献 三島ら（2021）：自治体の災害対応から見た農業 DX のためのデータ管理方針，水土の知 89（10）。

謝辞 各機関の皆様にご多大なご協力をいただきました。ここに記して感謝の意を表します。

表 1 農地法第 3 条の規定による許可申請書の様式の比較
Comparison of application forms on the article 3 of the agricultural land law

	福岡市	嘉麻市	朝倉市
様式の種類	単一	単一	3種類
申請者の情報	譲渡人および譲受人の氏名のみ	譲渡人および譲受人の氏名、住所、譲受人の電話番号	譲渡人および譲受人の氏名、住所、電話番号
権利の設定期間	—	必要	必要
申請地の作付	申請地の作付(予定)作物をまとめて記載する項目	—	権利取得予定合計作付面積(m ²)権利取得後合計作付面積(m ²)
農機具	種類自由記述	種類記載済	種類自由記述
世帯員および常時従事者の人数	—	世帯員と常時雇用別および雇用形態(現在雇用、増員予定)別	世帯員と常時雇用者の人数合わせて、雇用形態別
農業従事者の農業経験の状況	申請者と常時従事者の各個人、臨時雇用労働力の雇用形態別に自由記述	権利取得者の農作業歴(年)、農業技術修学歴(年)、その他常時雇用と臨時雇用別、雇用形態別に自由記述	世帯員と常時雇用者、臨時雇用労働力別、雇用形態別に農作業歴(年)
従事者の申請地までの移動	申請者および常時従事者の各個人、臨時雇用労働力の雇用形態別に、平均距離・時間・方法を自由記述	全ての従事者の平均距離又は時間を自由記載	全ての従事者の通作距離(km)、時間(分)、手段(車、その他自由記述の選択)の平均
農作業期間	必要(主な作物別)	—	必要
申請者および常時従事者の詳細	従事形態	必要	—
	農業の主従	—	—
	性別	—	—
	農業従事日数	—	必要
	農業従事期間	必要	—
認定農業者の有無	—	—	必要
譲渡人および譲受人の事由	—	必要	—
その他の参考事項	—	必要	—